

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名: 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の改正について
(副題) (こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の設備及び運営の基準の制定について)

局課名: こども青少年局 保育児童部 保育企画課

| | |
|--------------------|---|
| 施策の目的 | <p>令和6年6月12日付け児童福祉法等の改正により、令和8年度から全ての自治体で、こども誰でも通園制度(以下、法令上の名称である、「乳児等通園支援事業」という。)を本格的に実施することが義務付けられました。</p> <p>改正後の児童福祉法では、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、各自治体が条例で定めることとされており、本市においても、令和8年度から適正に事業を実施するために、条例を改正し、乳児等通園支援事業の基準を定めるものです。</p> |
| 現状・背景 | <p>令和8年度から新たな給付制度として、乳児等通園支援事業が全自治体で本格的に実施できるよう、現在、国において制度設計が進められています。</p> <p>具体的な制度の内容は、職員・設備の基準やこどもの安全確保のための内容等を定めた上で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できるようにすることで、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を持つことにより、健やかな成長につながるなど、全てのこどもの育ちを応援することを目的としています。</p> |
| 課題 | <p>0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化が必要となっております。</p> <p>こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での子育て支援を強化する必要があるため、新たに乳児等通園支援事業が創設されたところです。</p> |
| 施策の策定にあたっての考え方 | <p>条例改正を行うことで、本市の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでありますが、基準の制定にあたっては、従前からの保育施設等に係る国の基準や市の基準に準じた基準とすることを基本に、条例改正案の内容について検討します。</p> |
| 意見を聴取するポイント | <p>こどもの健やかな成長と安全確保、乳児等通園支援事業の適正な実施の観点から、同事業の設備及び運営に関する基準について、幅広く、市民の意見を募集します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を持つことにより、健やかな成長につながるなど、本事業の目的に沿った適正な事業実施について ○ 適正な乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(設備、人員配置、非常災害対策、安全計画の策定、職員の知識及び技能の向上、虐待等の禁止、衛生管理等、事故対応、保護者との連絡等)について |
| 市民意向調査(ステップ2)の実施手法 | <p>令和7年3月17日(月)から4月16日(水)まで市ホームページにおいて、意見募集を行います。</p> |
| お問い合わせ先 | <p>こども青少年局保育児童部保育企画課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館3F 電話番号(TEL) 06-6489-6253 ファクス(FAX) 06-6489-6373 メールアドレス(Eメール) ama-hoikukikaku@city.amagasaki.hyogo.jp</p> |